

大阪府融資制度保証 新型コロナウイルス感染症に係る保証の概要

制度名称	新型コロナウイルス感染症対応緊急資金			新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金			経営安定サポート資金（経営安定資金）		新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金
	府 新型コロナ①	府 新型コロナ②	府 新型コロナ③	府 伴走資金		一般関係保険	府 経安4号	府 経安5号	府 改善サポ感染
略 称	—	4号	5号	4号	5号	—	4号	5号	—
市町村長の認定	—	4号	5号	4号	5号	—	4号	5号	—
対象者	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、最近1か月の売上高が前年同月に比して10%以上減少している方等（※1）	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として市町村長の認定を受けた方	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた方	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として市町村長の認定を受けた方	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受け、次のいずれかに該当する方 ①売上高等減少率が15%以上である ②最近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近決算の月平均売上高に比して15%以上減少している	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、次のいずれかに該当する方 ①最近1か月の売上高が前年同月比15%以上減少している ②最近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近決算の月平均売上高と比較して15%以上減少している	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている中小企業者で、「経営サポート会議」での検討等により作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う方
対象資金	運転資金・設備資金								
融資限度額	2億円 うち無担保8,000万円	2億円 うち無担保8,000万円	6,000万円			2億円 うち無担保8,000万円		2億円 うち無担保原則8,000万円	
保証期間	7年以内（据置1年以内）			10年以内（据置5年以内）			7年以内（据置1年以内） ただし運転資金のみの場合は据置6か月以内		■一括返済 1年以内 ■分割返済 15年以内 （据置5年以内）
信用保証料率	責任共有基本体系 有担保 年0.32%～1.62% 無担保 年0.45%～1.90%	年0.90%	年0.80%	年0.85% （経営者保証免除対応） 年1.05% ただし保証料補給あり 年0.65%～0.85%	年0.45%～1.90% （経営者保証免除対応） 年0.65%～2.10% ただし、保証料補給あり 年0.25%～0.95%	年0.90%	年0.80%	■責任共有保証料率 年0.80% （経営者保証免除対応） 年1.00% ■責任共有外保証料率 年1.00% （経営者保証免除対応） 年1.20% ただし保証料補給あり 年0.60%～1.00%	
貸付利率	固定 年1.20%			【実 質】 年0.20%	【実 質】 年0.20%～1.15%	金融機関所定利率		固定 年1.20%	
保証人	原則として法人代表者以外は不要								

※1 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が、「過去3か月(最近1か月を含む。)の平均売上高」、「令和元年12月の売上高」または「令和元年10月から12月の平均売上高」のいずれかに比して10%以上減少している方

※2 セーフティネット保証および経営安定サポート資金（経営安定資金）を含みます。

詳細については、[大阪府Webサイト（外部サイト）](#)をご確認ください。